

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市生野町口銀谷地域 (栃原区 下地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第18回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の耕作地のうち、55.7%が自作であり、44.3%が作業委託等という状態である。
 自作農地の全てが水稻栽培であり、田植えから稲刈り乾燥まで行っている耕作者(自己完結型)はごく少数であり、田植え、稲刈り、乾燥を業者に委託している耕作者がほとんどである。当地区の現在の担い手農業者は、5名である。
 担い手農業者はコシヒカリ、無農薬野菜、小麦、小豆等栽培している。
 当地区の大きな課題は10年後の自作耕作者の割合は約16.5%で、80歳以上の耕作者の割合は80%以上となり、約82%の耕作者は、後継者が居ないか未定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ① 農業従事者の草刈等の重労働の削減に向けてムカデ芝育成、定植等の研究を推進する。
- ② 農業従事者の高齢化に向けて非農家も含めた草刈隊(仮称)の創設に取り組む。
- ③ 栃原加工所との連携を推進し無農薬水稻や野菜の栽培、加工、販売等の研究を推進する。
- ④ 担い手が農地の管理がしやすいように用水路の整備、防獣柵の整備を実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.35 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

倉谷川から下に位置する農用地を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
下地区の農地は、横600m縦250mの範囲内に既に集約されている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
自作が不可能になった農地から農地中間管理機構の協力を得ながら担い手の確保を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
用水路の漏水、農道の陥没、防獣柵の修理等必要であり、適時進めていく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在ある専業農家の農作物の生産や販売促進を地域として進め、その農家の育成に努める。また栃原加工所との連携を図り加工所が必要とする地元食材の提供を図る。また市やJAの力を借りながら新たな担い手の発掘に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
多面的機能制度を活用し農地維持、資源向上を図りながら、JAに委託したドローンによる共同防除を継続しながらドローンによる肥料の散布等の利用による農作業軽減に取り組む。 また畦草刈等農業者が困難な農作業は非農家を含めた草刈隊(仮称)の創設等地域全体での新たな協力体制を構築していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害被害防止のための防獣柵の点検、修理、新規設置を行うと共に、目撃情報があった場合、轟音玉による追い払いと共に侵入経路の特定を行い防御策対応をする。
- ② 主力栽培である水稻の有機栽培、減農薬栽培に取り組む。
- ③ 農業の共同化を進め、共同でできることはできるだけ共同で実施し、農業作業の負担軽減を図る。
- ⑦ 農業者はもちろん非農家も含め、農地保全、環境保全に努める。